

# YOKOHAMA ASAHI ROTARY CLUB WEEKLY



横浜旭ロータリークラブ

2024-25年度 RI 会長 / ステファニー・アーチック  
RI.D2590ガバナー / 長戸はるみ  
横浜旭RC会長 / 北澤 正浩

カールスカウト  
とクリーン作戦



第11回 チャリティーコンサート

国際ロータリー第2590地区

## 横浜旭ロータリークラブ

事務所 横浜市旭区万騎が原33 / 〒241-0836  
TEL.080-1215-6668 / FAX.045-362-0024  
<http://yokohamaasahirc.org>  
Email: asahirc@titan.ocn.ne.jp

例会場 二俣川駅ジョイナステラス3 / 4Fコミュニティサロン  
例会日 月3回水曜日 / 12時30分～1時30分

## 2025年3月5日 第2572回例会 VOL.56 No.25

■司会 SAA 関口 大樹

■開会点鐘 会長 北澤 正浩

### ■出席報告

会員数	21名	本日の出席数	15名
本日の出席率	75.00%	修正出席率	71.43%

### ■本日の欠席者

福村、日向、中谷、二宮、岡田

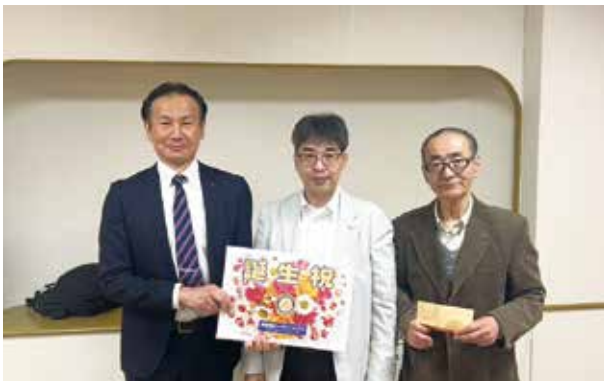
■オンライン出席 佐藤 (真)、草柳、宋

■他クラブ出席 新川 (地区)

■誕生日祝い 市川会員 3.9

田川会員 3.30

佐藤 (利) 3.23



### ■会長報告

北澤 正浩

皆さま、本日も例会にご出席いただきありがとうございます。

昨日の夕方から降った雪も幸い積もらず、交通機関にも大きな影響がなかったことは何よりでした。しかし、今朝の寒さは一段と厳しく、まだまだ冬の冷え込みが続いています。どうぞ

皆さま、体調管理には十分ご留意ください。

さて、もう過ぎてしまいましたが、2月23日は何の日かご存じでしょうか？ そうです、「ロータリーの創立記念日」です。1905年2月23日、ポール・ハリス (Paul Harris) とその友人たちによって、米国イリノイ州シカゴに世界初のロータリークラブが誕生しました。今年でちょうど120年を迎えます。日本では明治38年にあたり、その歴史の深さを改めて感じます。ロータリーの理念と奉仕の精神が、長い年月を経てもなお受け継がれ、発展し続けていることに敬意を表したいと思います。

また、2025年国際協議会が2月9日から13日までの間、米国フロリダ州オーランドで開催されました。RI会長エレクトによる年次RI会長メッセージの講演記事が「My ROTARY」に掲載されていますので、ぜひご覧ください。新年度に向けての方向性やビジョンを知る貴重な機会ですので、ご一読をおすすめいたします。

そして、3月に入り、当クラブでは情報集会が予定されています。それぞれのリーダーの方々には準備・運営をお願いすることになりますが、どうぞよろしく願いいたします。クラブの活動をより良いものにするため、活発な意見交換が行われることを期待しております。

それでは、本日も充実した例会となりますよう、よろしく願いいたします。

## ■幹事報告

市川 慎二

○例会臨時変更のお知らせ

横浜保土ヶ谷 RC 3月17日(月) 休会

## ■3か年 project

五十嵐 正

本日昨年12月に行われました、イタリアに学ぶ防災の講演会の記録が、水谷先生の確認を得て、出来ましたのでお配りします。

これからこの記録を元に、地域に活動の場を広げて参りたいと考えております。

また、前回もお話しましたが、水谷先生より横浜市が日本で初めて、イタリアのTKBのユニットの購入が決まり、先日も坂井防災担当大臣との面談の際、横浜市も同席されたようです。

水谷先生からは、これは「モノ」なので、運用するのは「ヒト」です。その際ロータリークラブの皆様のお力添えをお願いしたいと伺っております。後日説明に見えるということなので、その際はよろしくお祈りします。

## ■ニコニコ BOX

市川 慎二／①増田会員、卓話宜しくお祈り致します。②誕生日祝いを頂きました。ありがとうございました。

田川 富男／①増田先生、本日の卓話よろしくお祈り致します。②誕生日祝いを頂きまして、ありがとうございました。

佐藤 勉／増田会員、本日の卓話よろしくお祈り致します。楽しみです。

関口 大樹／増田さん、本日の卓話、よろしくお祈り致します。

中島 徹／増田さん、本日の卓話楽しみにしております。よろしくお祈りいたします。

関澤 信吾／増田さん、今日のフォーラム楽しみにしています

北澤 正浩／増田さんの卓話を楽しみにしております。

安藤 公一／増田さん、本日のフォーラム宜しくお祈り致します。

五十嵐 正／増田さん、本日のフォーラム宜しくお祈り致します。

## ■卓話「災害支援基金の改正について」

増田嘉一郎

災害復興支援フォーラム

災害支援基金に関するクラブ細則の改正

## ① 災害支援基金設立の切っ掛け

「ロータリーの友」平成27年12月号13頁

義援金の迅速な活用を目指し

—第2650地区災害対策基金

第2650地区ガバナー中澤忠嗣(京都南RC)／

ガバナーエレクト刀根莊兵衛(敦賀RC)

常時、一定額プールした基金から義援金を拠出

近年は日本各地で「これまで経験したことのないような」集中豪雨が発生したり、最高気温の国内最高記録が更新されたり、記録的な大雪に見舞われることなどが頻繁になってきた。また、世界中を見渡しても、異常気象や地震など天変地異が多発しており、どうやら私たちの住む地球は、比較的温暖な時代から荒々しい時代へ突入しているようだ。このような中で、これからも頻繁に起こるかもしれない災害に対して、ロータリーとしていかに迅速に対応するかが喫緊の課題となってきている。

第2650地区では、2004年7月の福井豪雨により九頭電川水系の足羽川や清滝川の9か所で堤防が決壊し、福井市南部や旧美山町などを中心に、多数の浸水害が生じた。10月に入りようやく落ち着きを取り戻そうとした矢先、今度は台風23号による記録的な豪雨が京都府北部を襲い、多くの地域が被災するとともに、舞鶴市の由良川沿いの国道175号で37人の乗った観光バスが冠水して、バスの屋根から救助されるという衝撃的な光景が連日テレビで放映された。

これらの度重なる自然災害に対して、地区内では直ちに義援金を募り、被災した市や町に送るとともに、被災したロータリークラブにも見舞い金を送った。

ただ、被災地のロータリークラブは、自ら被災したにもかかわらず、その見舞い金に自らの資金を足して、さらに地域のために献身的な奉仕活動を続けられたのが実情だった。

数か月後、ガバナー会を通じて全国から義援金が寄せられた。神谷保男ガバナー(肩書は当時、以下同)は、これらの義援金をそれぞれの府県や京都府北部の被災市町に配分するとともに、一部だけは手元に置いて、今後いつ起こるかもしれない災害に備えるべきとの英断で地区

災害基金を創設した。これが「第 2650 地区災害基金」の始まりであった。

その後、2012-13 年度の河本英典ガバナー年度には、東日本大震災の経験も踏まえ、この基金をさらに充実させることが決定され、他の地区基金なども統合し「国際ロータリー第 2650 地区災害対策基金」として、より強固な基金基盤を構築することとなった。

当面の基金目標として 5,000 万円を設定し、その後、各ガバナー年度で積極的に基金が積み増しされ、現在では、名実ともに日本でも最大級と思われるロータリー地区災害対策基金となるまでに成長した。

この災害基金の運用方法については、国内はもちろん、世界的に甚大災害があった場合、この基金から直ちに義援金を被災地に送り、その後、地区内で義援金を募金し、常に一定額の基金をプールする方法を採っている。これにより義援金を新たに募るための時間的ロスがなくなり、スムーズでタイムリーな支援活動ができるようになった。

基金管理については、災害発生時、ガバナーを中心に地区災害基金委員が集まり、迅速に義援金支出を決定するというシステムも構築されている。

積み立てがあればこそできた迅速な支援

地区災害対策基金活用の実例として、まず 2008 年 5 月 2 日の夕方から翌朝にかけてミャンマーを襲ったサイクロン「ナルギス」災害支援を紹介したい。被災後直ちに地区による支援が決定され、約 1 か月後には橋本長平ガバナーが先頭に立って、ガバナー補佐（医師）、元地区 WCS（世界社会奉仕）委員長とともに現地ミャンマーに入り、直接被災者に支援活動を行った。被災地に届ける物資は事前に送金した資金で調達し、一家族分ずつ小分けにした支援物資入りの袋を人々に届けたのだ。袋は一定量のコメ、タマネギ、ジャガイモ、塩、衣類、鍋などをセットにしてひとまとめにしてあり、結果的に総額 1,000 万円の支援となった。

単独地区で行った緊急支援としては誠に大きな支援であったが、これも地区災害対策基金の積み立てがあればこそ、迅速な対応がで

きた例といえる（『友』2008 年 7 月号横組み P44-45、9 月号横組み P33 に詳細）。

その後、2012 年には九州北部豪雨災害支援、フィリピン被災復旧支援、2014 年に福知山水害、広島土石流災害、2015 年にはバヌアツ、ネパール地震など数々の国内外の災害支援活動に、この地区災害対策基金はフル活用されている。

もちろん、そうした基金は緊急時の対応であり、その後の継続的な支援については、持続可能でかつ人々の自立を支援するような、ロータリーらしい奉仕が求められることは言うまでもない。自然現象を含めて、ロータリーも不測の事態に備えて、危機管理を今まで以上に充実しなければならない時代になったことを痛感している。（福井県・滋賀県・京都市・奈良県）

## ② 災害支援基金に関するクラブ細則

【横浜旭ロータリークラブ災害支援基金に関するクラブ細則】

### 第 1 条（指針・目的）

(1) 自然現象や人為的原因による災害に際して、これまで多くの犠牲に遭遇し、その教訓として今、私達が出来る事を迅速に行動に移す為に、基金を設立する。

(2) 被災地ロータリークラブの支援事業に特化し、被災地に寄り添った支援、効果的な支援を目指す。

(3) 基金は緊急時の対応であり、その後の継続的な支援については、原則として対象としない。

### 第 2 条（基金の設置）

「横浜旭ロータリークラブ災害支援基金」（以下「基金」という。）口座を設け、特別会計により基金を運営する。

### 第 3 条（基金の積立額）

基金の積立は、当面 1 千万円を限度とし、その額に達するまで、次に掲げる資金により積立を行うものとする。

(1) 基金設立発起人による出資金。

(2) 募金、寄付金等の収入。

(3) 毎年理事会の承認を得て、年間予算より 18



万円(月額1万5千円相当)を基金に充当する。

#### 第4条(基金の運営管理)

基金の管理運営は理事会が担当理事を置いて行い、その事務を災害対策委員会が担う。

#### 第5条(拠出基準)

基金の支出は、次の拠出基準に添って行う。

(1) 1回の拠出額を基金残高の最大50%以内とし、50%は地元(原則として旭区)の被災に備える。

(2) 被災地RCの支援事業とする。

(3) ①3万円未満=災害委員会の判断

②3万円以上=理事会審議

#### 第6条(報告)

基金の管理運営については、担当理事がその実施状況と会計報告を、毎年6月30日を締めにして作成し、理事会の承認を得てクラブ会員に報告し、実施状況報告はクラブホームページでも公開する。

#### 第7条(その他)

本細則に定めのない事項については、横浜旭ロータリークラブ細則が適用される。

附則・この細則は、2019年7月1日から施行する。

#### ③ 災害支援基金の現状(通帳確認)

#### ④ 災害対策委員会の今年度の活動

(1) 10月9日委員会を開催して、災害復旧支援金の使途を、これまでの扱いを改めて、広く使途を定めないものとしても寄附できるように、次のことを決めた。

(ア) これまで①募金した14日の二俣川銀座商店会フォルテ祭の募金と、②同月20日の旭区民祭りでの募金は、能登半島地震・豪雨復興支援募金とする。

(イ) 募金は、日本赤十字社を通じての被災地支援として同社へ寄附する。

(ウ) 今後の被災地への災害対策活動は、委員会で決める時期迄に、被災地ロータリークラブが実施する災害復旧活動への具体的支援を必要とする情報が入らない場合、特に使用目的を定めない被災地への支援金として、日本赤十字社に寄附する。

(2) 前項の決議は、理事会での承認を得て、同(ア)は、令和7年1月14日前年度チャリコ

ンで集めた募金を含めて、10万6,449円を能登半島地震義援金として日本赤十字社へ寄附した。

⑤ 基金についても、使途を定めない寄附を可能とするか。現会員の意見を伺いたい。

なお、未だ基金に入金していない会員の募金を歓迎する。

▶クラブフォーラムにおける主な意見は、次のとおりである。

A: これまで旭区で資金を出すような災害がなかったのであり、基金は有効的に使うべきと思っはいる。ただ軽々に出すのは如何なものかと思っはいる。

B: 出来た当初は地元の災害に備えようという趣旨で作られたと思う。他地域の災害より地元を重視して備えるでいいのではないだろうか。他地域での拠出については、その都度理事会審議でよいのではと考へている。

C: 基本的には今の規定の形でいいと思う。被災地のニーズの働き方として、何か方法に手詰まり感があると思う。

D: 設立当初から50%は地元で備えるとある。その他の地域の災害に関してば情報収集をして、被災地RCからの要請で支援が必要であれば支援をという形でよいと思う。

E: 180万あるのでしたらもっと自由に使っはうがよいと思う。

F: 初めは地区の方でフェイスシールドを買っはたものを一箱譲受けた。それをお届ける際、一箱では足りない、ダイヤモンドプリンセスの患者の治療にあたっはているのが当地区の聖マリアンナであっはたことから、クラブの災害支援基金から理事会審議で拠出が決まっはた。コロナは世界的な規模の災害として拠出が認められっはたと思う。

G: 被災地クラブの情報収集等、ロータリークラブのネットワークはMy ROTARYへの登録で可能となる。

▶災害対策委員会で、細則第5条は、支援金の取り崩しが、地元旭区の災害を第一に考へていることが明確となっはているかを検討する。

■次週卓話 3/12 工藤 裕貴様  
(浜銀TT証券、二俣川支店支店長)